

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊国薬第670号

令和6年10月1日

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行について
(通達)

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）は、令和5年12月13日に公布され、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第281号）により令和6年12月12日（一部については令和7年3月1日）から施行されることとなったが、改正法の趣旨等については、別添「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律について（通達）」（令和6年9月11日付け警察庁丁組二発第313号ほか）のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。